

**鳴門市文化会館耐震改修事業**  
**参加表明に関する質問回答（令和6年5月14日）**

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
1	様式2 現地確認参加申込書	現地確認予定者の人数：最大5名程度を10名程度に緩和頂けないでしょうか。	現地確認予定者について、「最大5名程度」を「最大15名程度」とする。
2	実施要領 P10	現地確認の実施日をあと1週間程度延長頂けないでしょうか。	現地確認の実施日を「令和6年4月24日（水）から令和6年5月10日（金）まで」を令和6年4月24日（水）から令和6年5月20日（月）まで」とする。
3	実施要領 P10	図面のCADデータを提供頂けないでしょうか。	交付資料の追加とします。「電子データによる提供資料」となるため、守秘義務誓約書【様式1】を提出してください。但し、すでに提出済みの方は提出の必要はありません。
4	実施要領 P3	「本プロポーザルにおける優先交渉権者決定後に、設計事務所とはJVを組成すること（事後JV）を認めます。」と記載がありますが、優先交渉権者決定後の構成会社やJV形態（甲型・乙型）を変更することは可能でしょうか。	優先交渉権者決定後の設計事務所とのJV組成は認めますが、他の施工会社とのJV組成は認めません。共同設計方式による共同企業体を結成する場合は甲型・乙型、どちらの形式を採用していただいても問題ありませんので、採用した形式に沿った協定書を締結してください。
5	実施要領 P3	「JVの構成員数は3者以内」と記載がありますが、事後JVを組成予定の設計事務所は員数に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	甲型JVの構成員は規定通り3者以内としてください。乙型JVや出資比率0の構成員数は制限しません。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
6	実施要領 P3	「JVの構成員数は3者以内」と記載がありますが、「特定建設工事共同企業体取扱要領 第4条第2項」のとおり、施工を甲型JV（構成員3者）・設計を乙型JV（構成員3者）として、乙型の設計施工共同企業体を組成してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施要領 P5	4.参加資格（3）業務別参加資格について、監理業務を行う企業（設計事務所）と施工業務を行う企業は同一の企業でも問題ないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、評価基準別表A-ア)-⑥で求めている監理体制を提案してください。
8	実施要領 P9	設計書（数量書）を交付頂けないでしょうか。	交付する予定はありません。
9	実施要領 P11	共同設計・共同施工方式を採用する場合の協定書は、①特定建設工事共同企業体協定書（乙型：設計施工共同企業体）②特定建設工事共同企業体協定書（乙型：共同設計企業体）③特定建設工事共同企業体協定書（甲型：共同施工企業体）の3種類でよろしいでしょうか。	本提案時のJVの構成はご質問の通りで問題ありません。なお設計事務所との事後JVを予定して提案される場合は、提案時にJV協定書を確定することは難しいため、JV協定書が契約時に変更となる可能性も考慮し『協定書（案）』として提出してください。
10	実施要領 P11	共同設計・共同施工方式を採用する場合の共同企業体名称は、①乙型の設計施工共同企業体は、「設計者A・空欄（事後JVの設計者を予定）・設計B・施工者A・施工者B・施工者C特定建設工事共同企業体」②乙型の設計共同企業体は、「設計者A・空欄（事後JVの設計者を予定）・設計B特定建設工事共同企業体」③甲型の施工共同企業体は、「施工者A・施工者B・施工者C特定建設工事共同企業体」でよろしいでしょうか。	質疑No.9同様
11	実施要領 P11	共同設計方式を採用する場合の共同企業体名称は、設計共同企業体であっても「設計者A・空欄（事後JVの設計者を予定）・設計B特定建設工事共同企業体」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
12	実施要領 P11	共同設計・共同施工方式を採用する場合、「ア 参加表明書」は3部提出する必要がありますでしょうか。(①設計施工共同企業体用②設計共同企業体用③施工共同企業体用)	全ての構成員を記載のうえ、様式4-1の提出は1部で構いません。なお、提出者の欄は①設計施工共同企業体を記載してください。
13	実施要領 P11	共同設計・共同施工方式を採用する場合、設計施工共同企業体の「ア 参加表明書」には、設計共同企業体と施工共同企業体の各代表構成員のみ押印すればよろしいでしょうか。(設計施工共同企業体と施工共同企業体の各構成員は押印不要)	質疑No.12と同様
14	実施要領 P11	共同設計・共同施工方式を採用する場合、①設計施工共同企業体②設計共同企業体③施工共同企業体のすべての共同企業体の代表構成員が同一であっても、①設計施工共同企業体の「ア 参加表明書」には、①設計施工共同企業体の代表構成員として、③施工共同企業体の代表構成員の押印をし、同書に①設計施工共同企業体の構成員として、②設計共同企業体の代表構成員の押印は必要でしょうか。	質疑No.12と同様
15	実施要領 P11	共同設計方式を採用する場合、設計共同企業体用のJV協定書ひな型はありますか。	雛形はありません。国交省の設計共同体の協定書ひな型に準じて作成してください
16	実施要領 P11	共同設計・共同施工方式を採用する場合、①設計施工共同企業体②設計共同企業体③施工共同企業体のすべての共同企業体の代表構成員が同一であっても、「エ 特定建設工事共同企業体委任状」は3部必要でしょうか。(①設計共同企業体と施工共同企業体の各代表構成員【設計A・施工A】→設計施工共同企業体の代表構成員【施工A】へ委任 ②設計共同企業体の各構成員【事後JVの設計者を予定・設計B】→設計共同企業体の代表構成員【設計A】へ委任 ③施工共同企業体の各構成員【施工B・施工C】→施工共同企業体の代表構成員【施工A】へ委任)	(事後JVで参加する者を除く)全ての構成員から参加表明する代表者に委任するようにしてください。
17	実施要領 P11	事後JVを組成する場合、事後JVの設計者の各書類は提出不要でしょうか。(「ウ 法人等概要書」、「エ 特定建設工事共同企業体委任状」、「オ 参加資格に関する実績を確認できる資料」、「カ 法人の登記事項証明書」)	お見込みのとおりです。

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
18	実施要領 P11	入札に関する権限が支店長に委任されています。法人等概要書【様式4-3】に記載する代表者職名は支店長名で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施要領 P6	「※5: 上記※3・4以外の配置技術者は協力会社からの配置も可とする」との記載がありますが、設計業務及び監理業務に係る技術者について、全て協力会社からの配置でも問題ないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	実施要領 P6- (4) 実施体制	統括責任者と現場代理人の兼務は認めるものとするとの記載がありますが、他現場と兼務することは可能でしょうか。	建設業法等に抵触しない範囲であれば、他現場との兼務は可能です。ただし、統括責任者は設計段階の打合せには原則参加してください。なお、現場代理人については設計・施工 仮契約書（案）第12条に定められているとおりです。
21	実施要領 P6	設計業務及び監理業務について、繁忙度によっては協力会社より技術者を配置する可能性があります。その場合、資格審査確認時点で協力企業名を参加資格確認書【様式4-2】に記載することが必須でしょうか。また、自社名を記載した場合でも、後日、設計業務及び監理業務を協力会社に変更することは可能でしょうか。	必須です。資格審査確認時点で配置を予定している企業名を記載してください。変更がある場合は、設計業務の開始時点までに実施要領「4. (4) 実施体制」に示す資格を満たす技術者への変更を行ってください。
22	実施要領 P7	電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当者について、各々1名ずつ配置予定ですが、他現場を兼務することに問題ないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	実施要領 P10	参加表明に関する質疑の回答日が5月14日となっていますが、随時回答頂けるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。